



ChatGPT に聞いてみた

日本の原付ミニカーとは

ChatGPT:

日本における「原付ミニカー(原動機付ミニカー)」とは、原動機付自転車の一種でありながら、3輪または4輪で、特定の構造・条件を満たす小型車両のことを指します。ナンバープレートの色が特徴的な\*\*「水色」\*\*なのもよく知られています。

## 車 **原付ミニカーの定義(道路運送車両法・道路交通法)**

### 基本的な要件

#### 項目

#### 内容

車輪数 3輪または4輪(2輪は不可)

総排気量 50cc 以下(または定格出力 0.6kW 以下のモーター)

車両重量 100kg 以下(バッテリーを含まない)

全幅 1.0m 以下

定員 1人乗り

積載能力 最大 30kg

※上記基準を満たせば、「原付ミニカー」として登録可能。

### □ 特徴・通常の原付バイクとの違い

項目	原付ミニカー(水色ナンバー)	通常の原付(黄色・白ナンバー)
----	----------------	-----------------

車体構造	3輪・4輪	2輪
------	-------	----

法定最高速度	60km/h(車と同じ)	30km/h
--------	--------------	--------

ヘルメットの着用	任意(着用は推奨)	義務
----------	-----------	----

二段階右折	不要	必要
-------	----	----

ナンバープレート	水色	白(50cc 以下)、黄(90cc 以下)
----------	----	-----------------------

高速道路・自動車専用道	走行不可	走行不可
-------------	------	------

項目	原付ミニカー(水色ナンバー)	通常の原付(黄色・白ナンバー)
自賠責保険	必須	必須

## 実際の例・よくあるタイプ

- 改造された3輪スクーター(例:ジャイロXやジャイロキャノピー)  
→ 後輪を幅広にして1.0m以下に収めたものが原付ミニカー登録されることが多い。
- 超小型EV車(例:トヨタ・コムス)  
→ 1人乗りの小型EVで、車両区分としては「原付ミニカー」に該当。
- 業務用配送車(新聞配達、宅配便など)  
→ ヘルメット不要・60km/h走行が可能なため、都市部での利用が拡大。

## 登録・運転に必要なもの

- 普通自動車免許(原付免許では不可)
- 自賠責保険への加入
- 地方自治体でのナンバー登録
- 軽自動車税(年額2,500円程度)

## 注意点

- 原付ミニカー=普通車扱いではないが、原付バイクとも異なる独自ルールが多い。
- 雨天時や車線変更時の安全確保には注意が必要(特に3輪の安定性)。
- カスタム改造による登録変更には、陸運支局での確認が必要。

## まとめ

- 「原付ミニカー」は、原動機付自転車の一種で、3~4輪で車幅1.0m以下、定員1人の小型車両。
- ヘルメット不要・時速60kmで走行可能などのメリットがある一方、普通免許が必要。
- ジャイロ改造車や超小型EV車が代表例で、都市部の近距離移動・業務用に活用されている。